

奈良県きらぼし建設企業認定基準

奈良県きらぼし建設企業応援制度要綱第3条に定める認定基準について、以下のとおり定める。

(認定基準)

第1 知事は、第2に掲げる対象項目のうち、5項目以上に該当する企業を奈良県きらぼし建設企業として認定する。

(対象項目)

第2 (1)～(4)の取組分野ごとに次のとおり対象項目を定める。

(1) 働き方改革

- ①申請日又は奈良県建設工事等競争入札参加資格審査申請日（以下「参加資格申請日」という。）において、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録を受けている。
- ②申請日において、えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん又はプラチナくるみんのいずれかの認定を受けている。
- ③申請日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）又は次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）のいずれかに基づく一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に届け出ている。
- ④申請日において、なら女性活躍推進俱乐部に登録している。
- ⑤申請日において、所定外労働時間を削減する制度を導入している。
- ⑥申請日において、建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録を行っている。
- ⑦申請日以前1年間に、インターンシップ又は現場見学会を実施した実績がある。

(2) 社会貢献

- ①申請日以前1年間に、障害者職場実習の受入実績がある。
- ②申請日以前1年間に、障害者就労施設等への物品調達、業務委託等の発注実績がある。
- ③申請日又は参加資格申請日において、保護観察の対象者又は更生緊急保護の対象者の雇用に係る協力雇用主登録をしている。
- ④申請日以前1年間に、自社の従業員を受講対象とする人権研修を実施している。
- ⑤申請日又は直近の経営事項審査の審査基準日（以下「審査基準日」という。）において、次のいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証を取得している。
 - ・ISO14001（環境管理）

- ・エコアクション21
- ・KES
- ・エコストージ

(3) 品質確保

- ①別に定める日から申請日までの間に、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の実施する継続学習制度(CPDS)又は公益社団法人日本建築士会連合会の実施する建築士会CPD制度を利用した実績がある。
- ②直近の経営事項審査における「技術職員名簿」に記載されており、かつ申請日又は参加資格申請日時点に在職している者のうち、申請日又は参加資格申請日前2年間に土木施工管理技士等(1級(2級)土木施工管理技士、1級(2級)建設機械施工技士、1級(2級)建築施工管理技士又は1級(2級)建築士をいう。)の資格を新たに取得した者がいる。
- ③申請日又は直近の審査基準日において、ISO9001(品質管理)の登録を受けている。

(4) 災害対応

- ①申請日又は直近の審査基準日において、災害等緊急時に即時に対応できる次のA～Iの建設機械を所有又はリースしている。

(対象建設機械)

- A ショベル系掘削機(建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表)
ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
- B ブルドーザー(建設機械抵当法施行令別表)
自重が3トン以上のもの
- C トラクターショベル(建設機械抵当法施行令別表)
バケット容量が0.4立方メートル以上(山積み)のもの
- D モーターグレーダー(建設機械抵当法施行令別表)
自重が5トン以上のもの
- E 土砂等を運搬する貨物自動車
自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)において車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの
- F 移動式クレーン(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号)
つり上げ荷重が3トン以上のもの(固定式クレーンは対象外)
- G 高所作業車(労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号)

作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車

H 締固め用機械（労働安全衛生法施行令別表 7 第 4 号）

ローラー（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラーが該当）

I 解体用機械（労働安全衛生法施行令別表 7 第 6 号）

ブレーカ又はブレーカに類するもの（鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及び解体用つかみ機）（労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 151 条の 175 第 2 項）

②別に定める日から申請日までの間に、奈良県を相手方として、緊急維持（小規模維持修繕）業務又は雪寒対策業務に係る契約を締結している。

附則

この基準は、令和 4 年 11 月 4 日から施行する。

附則

この基準は、令和 5 年 5 月 16 日から施行する。

附則

この基準は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。